○大阪府障害者施策推進協議会要綱

資料３－１

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和４６年大阪府条例第３号）（以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第２条　条例第６条の規定に基づき、協議会に次の表の左欄に掲げる部会を設置し、それぞれ同表の右欄に定める事項について、調査審議する。

|  |  |
| --- | --- |
| 部会 | 調査審議する事項 |
| 意思疎通支援部会 | 特に専門性の高い意思疎通を担う者の養成・派遣等のあり方の審議に関する事務 |
| 手話言語条例評価部会 | 手話言語条例に基づく施策への助言や評価等に関する事務 |
| 文化芸術部会 | 「文化芸術」を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくり等に関する事務 |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 | 社会福祉施設等施設整備費補助金等の国庫補助対象施設等にかかる選定審査に関する事務 |
| 身体障がい者補助犬部会 | 身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等に関する事務 |

（会議録）

第３条　会長又は部会長は、それぞれ会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（庶務）

第４条　協議会及び部会の庶務は、福祉部において行う。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成２５年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年１０月１４日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年５月２５日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年３月７日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年１０月３１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年３月１９日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年１２月２４日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年７月３１日から施行する。